

**令和7年度 第2回江坂公園指定管理者候補者選定委員会
第2回吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会
議事要旨**

【会議名】

令和7年度 第2回江坂公園指定管理者候補者選定委員会
第2回吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会

【開催日時】

令和7年12月17日（水）午後4時00分から午後4時40分まで

【開催場所】

吹田市総合防災センター7階 土木部会議室1

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
(1) 指定管理者の管理運営業務に係る評価に関する審議
- 3 閉会

【配布資料】

次第
答申案
モニタリング・評価シート
第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策
事業計画書（選定時）

【出席委員】 ※順不同、敬称略

委員長：澤木昌典（大阪大学 名誉教授）
副委員長：梶木典子（神戸女子大学 家政学部 教授）
委員：渡邊智山（関西大学 文学部 教授）
委員：大内将弘（大内会計事務所 税理士）

【欠席委員】

委員：増田昇（LA まちづくり研究所 所長 / 大阪府立大学 名誉教授）

【会議の公開・非公開】

非公開（「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」第9項第2号（イ）及び（ウ）、また、「吹田市情報公開条例」第7条第3号及び第4号の規定のため。）

【傍聴者の数】

—

【発言の要旨】

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第2回江坂公園指定管理者候補者選定委員会及び吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会による第三者モニタリングを開催させていただきます。

委員の皆様方には、11月14日の第1回選定委員会におきまして、御審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日の委員会では、答申をいただきたく存じますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員会につきまして、前回に引続き、委員長は澤木委員、副委員長は梶木委員にお願いいたします。また、増田委員は欠席ですが、過半数の委員の出席がございますので、吹田市都市公園条例施行規則第20条第2項及び吹田市立図書館の指定管理者に関する規則第9条第2項の規定により成立していることを報告いたします。

本日の資料について、前回お配りし、今回お持ちいただいている資料に加えまして、机上に①答申案、②第三者コメントを追記したモニタリング・評価シート、③第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策、④選定時の事業計画書をお配りしておりますので御確認をお願いします。

また、本日、公園協議会の運営等について意見聴取を目的として、規則第21条の規定により、学識経験者として、公園協議会にご参加いただいております、大阪公立大学松尾准教授に御出席いただいております。

松尾先生におかれましては、第三者モニタリングのコメント内容のうち、公園協議会に係る部分の確認をしていただくことで、より適切に事業者を評価することにつながり、あわせて協議会を実際に運営する中で感じた意見などについても御意見がいただけたらと考え、市からご出席をお願いしているものでございます。

それでは、委員長、選定委員会の進行をよろしくお願ひいたします。

委員長

本日は江坂公園及び吹田市立江坂図書館の指定管理者による管理運営業務のモニタリング・評価への諮問に関する答申まで、本委員会において審議を行います。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をお願いしますとともに、議事進行のご協力をお願

い申し上げます。

2 議 事

(1) 指定管理者の管理運営業務に係る評価に関する審議

委員長

それでは、議事に移らせていただきます。議事(1)「指定管理者の管理運営業務に係る評価に関する審議」を進めてさせていただきます。お手元のモニタリング・評価シートは第1回から修正・追記いただいております、これらの変更部分について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局よりモニタリング・評価シートの変更点についての説明】

事務局

なお、この「モニタリング・評価シート」をもちまして、本委員会の答申とさせていただきます。

委員長

ここから、モニタリング・評価シートにつきまして、確認も含め、読み合わせをしていきたいと思っております。追加事項等ありましたら、項目ごと御意見をお願いいたします。

委員長

項番1の人員体制について、評価基準が「サービスを提供する上で、適切な管理運営体制を構築している」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価もAとなっています。

これに対し、第三者コメントにて「両者の評価は妥当と考えます。今後、図書館、公園の特性を考慮し、カスタマーハラスメント等に対する研修も検討してください。」となっております、追加の御意見等ありますでしょうか。

一通り読み合わせが終わった後で、各項番に戻っての意見でも大丈夫ですので、先に進めさせていただきます。

委員長

項番2の経理事務について、評価基準が「経理に関する帳簿を備え、適切に経理事務を行っている。」とあり、指定管理者の評価A、吹田市の評価もAとなっています。第三者コメントでは「両者の評価は妥当と考えます。」とありますが、御意見等ありませんでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

項番3の緊急時対応について、評価基準が「緊急時の対応マニュアルが整備され、定期的に訓練等を行っている。」とあり、指定管理者の評価A、吹田市評価もAとなっています。第三者コメントでは「両者の評価は妥当と考えます。今後も公園、図書館内の事故に備え、訓練を継続してください。」とありますが、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

項番4の報告書等について、評価基準が「事業計画書、報告書等、必要な書類を市に提

出している。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価もAとなっています。第三者コメントでは「両者の評価は妥当と考えます。」とありますが、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

次に管理運営内容に移っていきます。項目5の維持管理について、評価基準が「施設の保守管理を適切に行い、又は市に補修・修繕の必要箇所を報告している。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価はAとなっています。第三者コメントでは「両者の評価は妥当と考えます。今後、空調設備の更新や豪雨時の雨水排水対策等の大規模修繕については、市と適宜協議を行い、将来を見据えた施設運営を行ってください。」とありますが、ご意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

次に項番6の同じく維持管理について、評価基準が「施設の清掃や衛生管理を適切に行っている。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価はAとなっています。第三者コメントでは「両者の評価は妥当と考えます。指定管理者で自前の修繕、清掃を行い、経費削減、迅速な対応を行っていることを評価します。併せて、20年間の指定管理期間を見据えて、ノウハウの継承についても、検討してください。」とありますが、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

項番7の事業運営について、評価基準が「公園及び図書館の窓口等業務を迅速かつ適切に行っている。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価はAとなっています。第三者コメントでは「両者の評価は妥当と考えます。また、利用者アンケートについては、利用者のみならず、周辺住民の意見も把握できるような手法についても検討されたい。」とありますが、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

項番8の同じく事業運営について、評価基準が「施設の設置目的に合致した主催事業（委託事業）及び施設の効用を高める自主事業を適切に実施している。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価はSと高く評価しています。第三者コメントでは「市のS評価は妥当と考えます。指定管理が始まって3年経過し、各事業における費用を含めた配分について、把握されたと思われま。す。今後も引続き、ブックフェスタなど図書館との共催イベントを継続する等利用者満足度の向上を図っていただくことを期待します。」とありますが、意見等ありますでしょうか。

委員

表現の問題かもしれませんが、他の第三者コメント表記が「検討してください」となっているところ、項番8では「期待します」となっており、少し浮いている表現となっているため、「努めてください」に変更してはいかがでしょうか。

委員長

ありがとうございます、修正させていただきます。

委員

この項目では、指定管理者側と吹田市側の評価が違う際に、第三者コメントに記入する必要はないのでしょうか。

委員長

第三者コメントには、市のS評価は妥当であると記入を行っています。

委員

指定管理者側の評価を後からSに変更することはできないのですか。

事務局

いったんはその評価で提出いただいているため、変更はできません。

委員

わかりました。第三者コメントで、吹田市の評価の方が指定管理者側の評価よりも高く、市の評価が妥当であるというこの記載で問題ないということですよ。

事務局

その通りです。

委員長

この項番8について、江坂公園協議会に参加頂いている先生からご意見をいただけますでしょうか。

学識者（公園協議会）

項番8について、各コメント内容を確認させていただきまして、この通りかなと思っています。指定管理者は図書館と一緒にイベントを取り組んでいて、図書館入口横にあるパークセンターには、物品の貸し出しやイベントに関係するものを設置しています。現在は図書館だけのイベントや、公園だけのイベント数も多いですが、公園から図書館が見える位置にあることから、例えば公園イベントにて図書館の内容を紹介する、樹名板作成の際に公園で学んだ樹木のことをさらに図書館で学ぶといった内容を行い、今後公園と図書館でさらに連携を強め、継続していただきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。今いただいた意見をもとに、項番8の第三者コメントの「共催イベントを継続する等」といった部分を、「共催イベントを継続・発展させる等」に変更する形にさせていただきます。

委員長

項番9の経費縮減について、評価基準が「管理経費縮減に向けての努力がされている。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価はAとなっています。第三者コメントでは「両者の評価は妥当と考えます。引続き経費削減に取り組んでください。」とありますが、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

次に項番10の環境配慮について、評価基準が「苦情、要望等に対して迅速かつ適切に対応している。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価はAとなっています。第三者コメントでは、「両者の評価は妥当と考えます。引き続き省エネルギー、省資源等、環境への配慮をお願いします。」とありますが、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

項番11の利用者満足度について、評価基準が「苦情、要望等に対して迅速かつ適切に対応している。」とあり、指定管理者の評価はA、吹田市の評価はAとなっています。第三者コメントでは、「両者の評価は妥当と考えます。今後も利用者アンケート等を参考に、公園、図書館の利用促進につなげることを期待します。」とあり、先ほどの項番8と同様に、「期待します」から「努めてください」に変更させていただきます。そのほか御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

委員長

項番12の施設の管理運営に係る経営状況について、評価基準が「施設の管理運営に係る経営状況が健全であり、継続的かつ安定的なサービス提供が可能である。」とあり、指定管理者の評価はB、吹田市の評価はBとなっています。第三者コメントでは、「両者の評価は妥当と考えます。物価や最低賃金の上昇について、営業努力だけでは困難な状況に見受けられるため、市と協議してください。大規模修繕を含め、指定管理委託料についても適宜市と協議を行うようにしてください。」とありますが、御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、全体を通して追加での御意見等がありますでしょうか。

委員長

江坂公園の指定管理者は比較的好くやってくださっていると感じますが、図書館業務の赤字をグループ企業間で補填していることがあり、解消されればより健全に発展できる場所だと思います。

項番8のイベントにもつながりますが、江坂公園の新しい特色や個性が反映されて、利用者が今後増えていけば、収支における問題も改善されるのではと思います。

委員長

同じく項番12の内容において、第三者コメントの指定管理委託料の「適宜市と協議」の部分を「早めに市と協議」と書くのはどうでしょうか。

事務局

大阪府では5年に一回委託料を見直すと聞いており、来年度で本指定管理業務も5年目を迎えることから、参考にしようと考えています。

委員長

ではこのままの記載でということですね

事務局

そうです。

委員長

少し時間的に余裕がほしいということですね。

委員

物価も上がり続ける中で、これでズルズルいくのは可哀そうと思います。

事務局

市としても重要な点だと思っていますので、なるべく早めに対応します。

委員長

「適宜」のままの記載でよろしいでしょうか。

委員

適宜と書かれたら受け止められる側はどう感じるかと思って。

委員長

なにかスピード感がある良い言い回しがあればよいですね。

事務局

「速やかに」ではどうでしょうか。

委員

「速やかに協議を始めてください」にしますか。

委員長

大規模修繕費用と指定管理費用は分けてのイメージでよいでしょうか。

事務局

そうです。

委員長

大規模修繕に速やかに行うものはあるのでしょうか。

事務局

大規模修繕は計画があるが、直近で速やかに行うものはないです。

委員長

わかりました。では「適宜速やかに」という表現でどうでしょうか。

事務局

わかりました。

委員長

資料「第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」について、助言等の内容は、資料「モニタリング・評価シート」の第三者コメントが記載されている認識でよろしいでしょうか。

事務局

ご認識のとおりです。

委員長

答申とする資料「モニタリング・評価シート」の修正した最終案と、それに対応する資料「第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」の確認は、委員長に一任させていただけますでしょうか。

【異議なし】

委員長

また、資料「第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」を指定管理者へ送付し、指定管理者が記入した対応策を各委員の方に確認いただく流れでよろしいでしょうか。

事務局

大丈夫です。

委員長

では本委員会の評価の結果としまして、「モニタリング・評価シート」を答申とすることによろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、「モニタリング・評価シート」を本委員会の答申といたします。

委員長

その他、ご意見や5年後のモニタリングに向けて期待することなどございませんか。

委員

感想となりますが、資料「モニタリング・評価シート」の指定管理者から出てきたコメントは修正できないと把握していますが、項番12の施設の管理運営に係る経営状況については、前回のモニタリングでも強く言ったところで、図書館が悪者にされているとどうしても感じます。業者の最初の見積もりが甘いことで、このような状況となっていると考えていて、指定管理者には今の状態がスタートであることを認識してもらいたいです。

委員長

その他、ご意見や5年後のモニタリングに向けて期待することなどございませんか。ないようでしたら、事務局にお返しします。

3 閉 会

事務局

【事務局より今後の流れの説明】

本日は、ご審議ありがとうございました。

答申をもとにお手元にある「第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」を作成し、作成次第、委員長及び委員の皆様にご確認いただいた後、議事録とともに市のホームページにて公表いたします。

本日机の上に置かせていただいた参考資料の事業計画書につきましては、事業者のノウハウを含む内容ですので、回収させていただきます。

次回の第三者モニタリングは、5年後の令和12年度の実施を予定していますので、よろしく願いいたします。

閉会にあたりまして、中央図書館館長から、お礼を申し上げます。

【中央図書館長お礼】

会議はこれで終了します。ありがとうございました。